

保存版

桃井第三小学校 PTAハンドブック

- ・PTAのしおり
- ・PTA規約
- ・PTA運営方針
- ・役員選挙規定
- ・会計監査選出規定
- ・PTA慶弔規定

杉並区立桃井第三小学校PTA

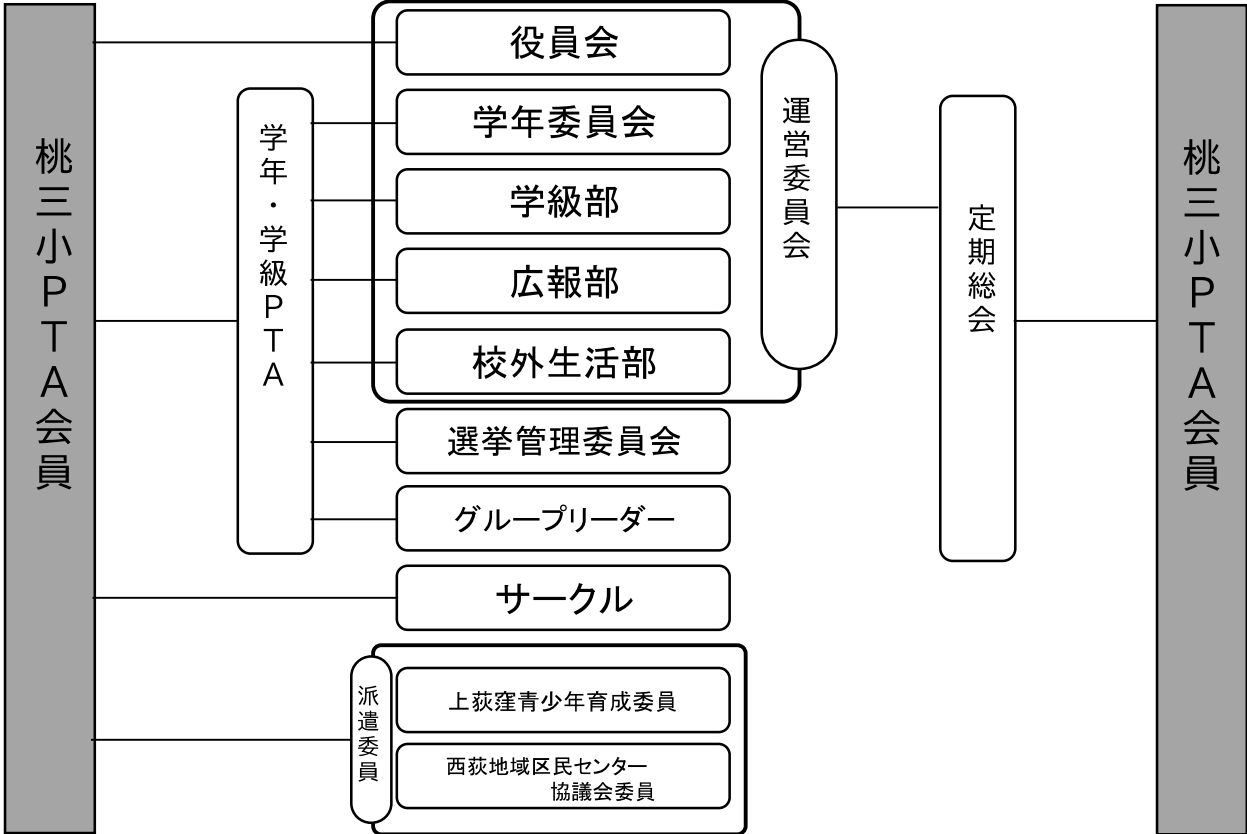
PTA(Parent-Teacher Association)とは

家庭と学校が協力して子どもの健全な育成と幸福を目指すと共に、会員相互の親睦を深め、教養を高めるための活動を目的とする団体です。杉並区立桃井第三小学校は、昭和3年4月2日に開校しました。PTAの発足は、昭和23年4月1日です。またPTA規約施行は、昭和24年5月15日です。PTAの会員は、杉並区立桃井第三小学校に籍をおく、児童の保護者と教職員です。PTAは加入の希望を持っている人が会員となるのがたてまえですが、会の性格からすべての保護者や教職員が会員となるのが望ましいとされています。

★杉並区内の区立小学校連合協議会(杉小P協)をA～F分区に分け、そのD分区に桃三小など6校が含まれます。
PTA競技大会などは、この6校で行われます。



桃三小PTAのしくみ



桃三小PTA役員

桃三小PTA役員は、選挙・互選会を経て選出されます。役員会は月1回、校長先生・副校長先生と役員が話し合いを行うために開催されます。役員会で検討されたことが運営委員会で報告されます。※会計監査は、役員とは別に選出されます。

◆保護者役員

- ・会長
- ・副会長
- ・庶務理事
- ・会計理事

◆教職員役員

- ・副会長
- ・庶務理事
- ・会計理事

・会長

PTAの代表者であり、最高責任者です。地域や他校との会合にも出席します。

・副会長

会長の代理や補佐をします。また、会議の進行役も務めます。

・庶務理事

書類作成が主な仕事です。

・会計理事

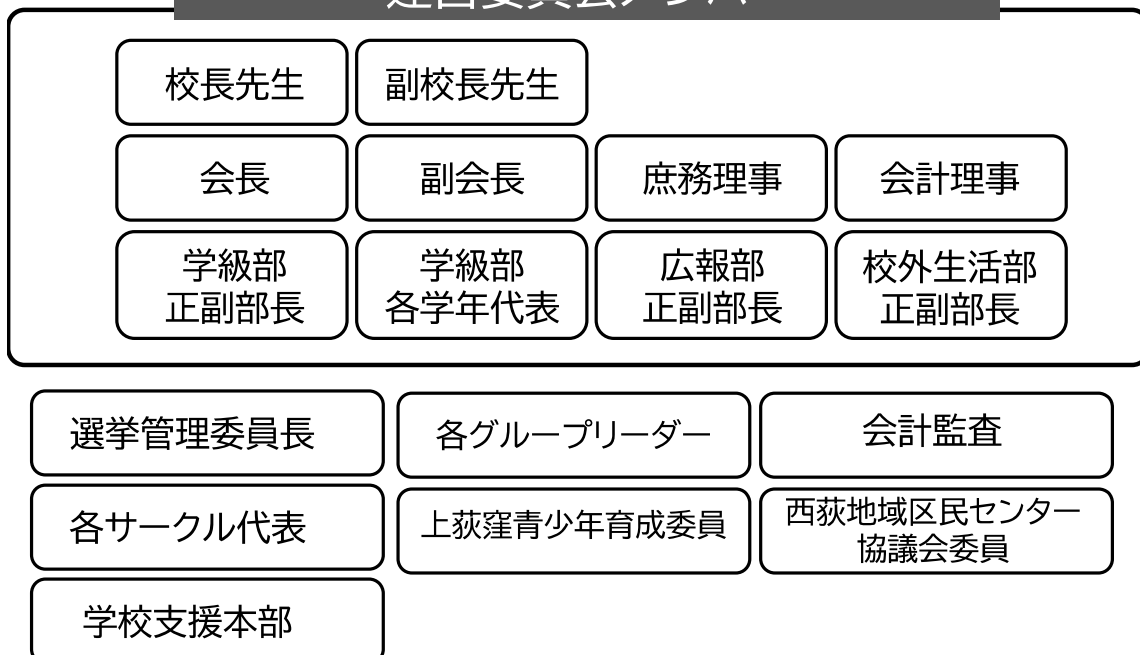
PTA会費の管理が主な仕事です。

運営委員会

運営委員会とは、会員一人一人の意見を、PTA活動に反映させるための会議です。

- ・会計監査や派遣委員は、学期に一度活動報告で出席します。
- ・各グループリーダーや各サークル代表は、必要に応じて出席します。
- ・選挙管理委員は、4月と2月の運営委員会に出席します。また、選挙に関する相談事、報告や承認の際は必要に応じて運営委員会に出席します。

運営委員会メンバー



各部・委員・グループリーダー・会計監査・派遣委員について

各部・委員	人数	活動内容	選出時期
学級部	各クラス2名 (梅組は1名)	<ul style="list-style-type: none"> ●部会 1回/月 ・学年委員会や保護者会後の連絡や進行 ・茶話会の開催(1～2年生は開催 3年生以上は必要に応じて) ・行事のお手伝い(アクティブDAY)など ・学年委員会の代表として、運営委員会に出席 ・桃三フェス運営サポート ※必要に応じて、クラスの保護者の意見の取りまとめ 	新年度最初の 保護者会時
広報部	各クラス1名	<ul style="list-style-type: none"> ●部会 1回/月 ・PTA広報誌「桃三小PTAだより」作成およびPTAホームページへの掲載 (企画、原稿依頼、写真撮影、編集、校正、配布) ・桃三フェス運営サポート 	
校外生活部	各クラス1名	<ul style="list-style-type: none"> ●部会 1回/月 ・安全パトロールのシフト決め ・パトロール報告の取りまとめ ・秋の交通安全旗振り ・学校行事のパトロールなど ・ピーポくん設置者への連絡 ・桃三フェス運営サポート 	
選挙管理委員	各学年1名	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選挙規定に基づき、役員と会計監査の選出 (懇談会の運営、投票用紙の配布、集計、互選会の運営) ・4月と2月の運営委員会に出席 (選挙に関する相談事、報告や承認の際は必要に応じて運営委員会に出席) 	
グループリーダー	各学年2名	<ul style="list-style-type: none"> ●グループリーダー会議 2回/年 ・年間お手伝いの担当グループを取りまとめ、活動日に参加。 (お手伝いの方の活動分担決めや、案内のお手紙作成、活動当日の主導係など。) ※各学年で担当する活動内容は新年度の委員選出までに別途ご案内します。 	
会計監査	全学年より2名	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回、会計審査を行い、総会と運営委員会で報告 ・学校行事のお手伝い、来賓対応など 	新役員選出後 (選挙管理委員会が選出)
上荻窪青少年育成委員	全学年より2名 (任期:2年)	<ul style="list-style-type: none"> ●学期に1回、運営委員会で活動報告 ・上荻窪青少年育成委員会の企画する事業のお手伝い 	12月頃 募集案内を配布
西荻地域区民センター協議会委員	全学年より1名 (任期:2年)	<ul style="list-style-type: none"> ●委員会1回/月、部会1回程度/週 ・西荻地域区民センター協議会の企画する行事のお手伝い 	

※派遣委員について

- ・上荻窪青少年育成委員は、毎年1名募集。(任期2年なので、現委員のうち1名が交代)
- ・西荻地域区民センター協議会委員は、4年に一度当番制で委員が回って来るため、該当年に1名募集。

部会とは

- ・運営委員会では周知事項の伝達と、部としての活動について話し合う場(運営委員会後に1回/月)

学年委員会とは

- ・各学年ごとに担任の先生と各部委員が集まり、学年全体で話題にしたいことを話し合う場(1回/学期)

茶話会とは

- ・必要に応じて保護者会後に開催、親睦を図ったり情報交換を行ったりする場(1学期と3学期)
(※1～2年生は開催。3年生以上は必要に応じて。)

杉並区立桃井第三小学校PTA規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、杉並区立桃井第三小学校PTAと称する。
- 第2条 本会の事務所を、杉並区立桃井第三小学校(杉並区西荻北2丁目10番7号)に置く。
- 第3条 本会は、家庭と学校が相協力して児童の福祉増進を図り、学校教育の進展に寄与すると共に会員相互の親睦を深め、かつ教養を高めることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 児童の学習、保健ならびに校外生活指導上必要な事業
 2. 学校の教育環境の整備に関する事業
 3. 会員の教養を高め親睦を図るための事業
 4. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会は、第4条の事業を行うため、次の3部を設ける。
1. 学 級 部 学級・学年PTAの運営に関すること
 2. 広 報 部 広報活動に関すること
 3. 校外生活部 校外指導、児童の社会生活に関すること

第 2 章 会 員

- 第6条 本会の会員となることのできるものは、次の通りである。
1. 杉並区立桃井第三小学校に在籍する児童の保護者
 2. 杉並区立桃井第三小学校に勤務する教職員

第 3 章 役 員

- 第7条 本会の役員は、次の通りとする。
- 保護者より: 会長 1 名 副会長 4 名 庶務理事 3 名 会計理事 2 名
教職員より: 副会長 1 名 庶務理事 1 名 会計理事 1 名

ただし、会長、第 10 条の候補者、及び役員選挙規定で定める選挙管理委員長の全員の合意があり、かつ第 16 条で定める運営委員会の承認を得た場合は、保護者より選出する副会長の人数は 2 名にまで減することができる。

- 第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げないが、引き続き2年を越えてはならない。会長は、他の役員の任期を加算しない。
- 第9条 役員中に欠員を生じ、運営委員会が必要と認めた時は、その補充を行う。ただし、その任期は、前任者の残任期とする。

第10条 本会の役員は、別に定める選挙規定により選出された候補者について、3月に開催される総会が決定する。

第11条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表して会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、かつ、運営委員会の決議に基づき会務を分担する。
3. 庶務理事は、庶務に関する事務を執行するほか、各部に属さない会務を分担する。
4. 会計理事は、財産の管理、金銭の出納、予算、決算、その他会計に関する一切の事務を執行する。

第 4 章 会 議

第12条 総会は毎年5月及び翌年3月定期に開催される。会長が必要と認めたとときは会員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、臨時に総会を招集するものとする。

第13条 総会は、会長が招集し、議長は総会において選出される。

第14条 総会は会員の3分の1以上の出席(電磁的方法による出席を含む。)をもって成立する。この場合において、議決権行使書の提出(電磁的方法による提出を含む。)は出席とみなす。ただし委任状は出席とみなすも、議決には加えない。

第15条 次に掲げる事項は、総会の承認または議決を経なければならない。

1. 役員決定
2. 事業報告
3. 収支報告
4. 事業計画
5. 収支予算
6. 規約の変更
7. その他運営委員会において、総会に付議すべきものと決定した事項

第16条 役員、部長、副部長、学年委員代表をもって運営委員会を組織する。学校長は運営委員会に出席して意見を述べることができる。運営委員会は、過半数の出席をもって成立する。

第17条 運営委員会は毎月1回会長がこれを招集し、その議長となる。ただし必要に応じて臨時にこれを開くことができる。

第18条 運営委員会に付議すべき事項は、次の通りとする。

1. 各部、各学年委員会から提出された事項の審議または承認
2. 総会に提出する事業報告および収支決算の作成
3. 総会に付議すべき事業計画および収支予算の作成
4. 総会より委託された事項
5. 特別委員会の設置
6. 諸規定の制定
7. 施設、営繕に関する事項
8. その他、本会運営上必要な事項

第19条 各部の事業を企画し実行するための部会を設ける。

第20条 部会は部長1名、副部長1名を委員の互選によって定め、他の1名の副部長は教師をあてるものとする。

第21条 各学級の会員は、毎年4月中旬までに、互選によって4名の委員を選出する。学級部は2名、広報部は1名、校外生活部は1名とする。

第22条 役員・会計監査は部会の委員をかねることはできない。

第23条 教師は委員としてそれぞれ各部に属する。

第24条 委員と担任教師をもって学級委員会、学年委員会を組織し必要に応じ随時これを開き、各学級学年の会員と協力し学級PTA、学年PTAの運営を推進する。

第25条 各会議の議決は別に定めるもののほかは、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

第 5 章 会 計

第26条 本会の事業遂行に要する経費は、会費、及びその他の収入をもってこれにあてる。

第27条 会費は、総会において決定する。

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 6 章 会 計 監 査

第29条 会計監査は、次の通りとする。

1. 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。
2. 会計監査は、別に定める選出規定により、会員から2名選出する。
3. 会計監査は、運営委員会に出席することができる。
4. 会計監査の任期は1年とする。

付 則

1. 本規約の実施上必要な諸規定は、運営委員会の議決によって別に定める。
2. 本規約は運営委員3分の2以上の同意と総会に於ける出席会員の3分の2以上の賛成をもって変更することができる。
3. 本会は、その健全なる発展と本規約の誠実なる実行を期待して杉並区立桃井第三小学校PTA運営方針を別に定める。

本規約は、昭和24年5月15日施行(中略)

平成22年3月 5日 一部改正

平成23年3月 4日 一部改正

平成24年3月 9日 一部改正

平成28年4月28日 一部改正

令和 4年3月10日 一部改正

令和 5年3月 9日 一部改正

杉並区立桃井第三小学校PTA運営方針

本会は、その健全なる発展を期待し、ここに運営方針を決定する。

1. 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2. 本会は、政治、宗教、思想に対して中正である。
3. 本会は、本会の目的を超えて活動したり、学校の教育行政に関与しない。
4. 本会または役員の名でいかなる営利的行動をもしない。
5. 本会は、自主的かつ民主的に維持経営される。
6. 本会は児童の福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。
7. 本会は、公の教育予算の充実に努力する。
8. 本会は、その地域における社会教育の中心たる責任を自覚する。
9. 本会は、会員が、よい保護者、よい教師にして、よい社会人となることを念願する。
10. 本会は、会員が、この規約を誠実に実行するために協力することを期待する。

役員選挙規定

規約第10条による役員選挙規定を下記の通り定める。

1. 各学年1名、教職員2名、計8名で選挙管理委員会を構成する。
委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を定める。
2. 選出される役員はすべて保護者会員でなければならない。(6年、選挙管理委員、部会以外の委員1年目の方(任期2年)、及び原則として1学期終業式以降転入の会員を除く)
選挙により各学年から5名以上、全校より5名以上の役員候補者を選出する。
・選挙の前に選挙管理委員会主催のもと、懇談会を行う。
3. 選挙管理委員会は前項2で選出された役員候補者名を会員に通知する。
4. 過去に通算1年役員の経験のある者から申し出があれば、役員候補者よりはずすことができる。
5. 選挙管理委員会は、役員候補者全員による互選会を設ける。
役員候補者は、互選会において、役員10名(会長1名、副会長4名、庶務理事3名、会計理事2名)を互選する。なお、規約第7条ただし書により、副会長の人数を減ずる場合がある。
また、教職員をもってあてる副会長1名は副校長とし、同じく庶務理事1名、会計理事1名は学校の推薦による。
6. 前項5により選出された役員候補者は、総会の承認・認証を受けて正式に決定する。

会計監査選出規定

規約第29条による会計監査選出規定を下記の通り定める。

1. 会計監査は、選挙管理委員会により2名選出される。
2. 選出された会計監査は、総会の承認・認証をうけて正式に決定する。

PTA慶弔規定

1. (イ)会員死亡の場合は5,000円 (ロ)児童死亡の場合は10,000円
2. 会員が災害にあった場合は運営委員会で合議の上決定する。
3. 教職員が一ヵ月以上病気欠勤した場合はお見舞いする。
4. 教職員およびその家族が死亡の場合は弔意を表す。
5. 教職員の転退職、および結婚の場合は記念品を贈呈する。
6. その他、特別の場合は運営委員会の合議による。

令和6年4月1日版